

成果報告会で寄せられた質問と回答【※要旨を記載】

	質問	回答
1	空き家を未然に防ぐことも重要だが、支援や対策としてどんなことが考えられるか。	<p>町では、空き家となる可能性がある物件の情報を関係課が共有する体制を整備し、所有者へ働きかけを行うことで空き家の発生を抑制する方針です。また、埼玉県が主催する「相続おしかけ講座」を実施する等、相続に関する啓発等の支援も検討中です。</p> <p>さらに、国の施策である空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除についても周知を図ることで、空き家の発生抑制につなげます。</p>
2	市街化調整区域の空き家はどうすれば売却できるか。	<p>昭和45年以降に市街化調整区域で建築された住宅の多くは、建築主とその親族のみが居住するために特例許可を受けて建築されたものであり、第三者に売却をするためには改めて許可を受ける必要があります。</p> <p>一方、市街化調整区域内の空き家であっても、昭和45年以前からあった住宅などは第三者に売却できる物件もあります。</p> <p>物件により対応が異なりますので、売却をご検討の場合はまち整備課空き家対策推進室までお問合せください。</p>
3	市街化調整区域の空き家は誰でも購入できるか。	<p>市街化調整区域で建築された住宅の多くは、建築主とその親族のみが居住するために特例許可を受けて建築されたものであり、第三者が購入するためには改めて許可を受ける必要があります。</p> <p>物件により対応が異なりますので、購入をご検討の場合はまち整備課空き家対策推進室までお問合せください。</p>
4	市街化調整区域の空き家を購入した場合、建て替えはできるか。	<p>質問2、3に従って許可を受けた後は、購入者による建替えは可能です。</p> <p>物件により対応が異なりますので、購入をご検討の場合はまち整備課空き家対策推進室までお問合せください。</p>
5	質問2、3、4とそれぞれ同じ内容で、農地付き空き家の場合は。	<p>「農地付き空き家バンク制度」は令和5年3月末で廃止となりました。空き家と同時に農地の処分、利活用を検討する場合には、農業委員会へご相談ください。</p>
6	農地だけでも手放したい。	<p>農地の取得、貸借には、一定の要件がございますので、農業委員会へご相談ください。</p>
7	資産価値のない空き家（土地付）を手放したい場合はどうすればよいか。	<p>資産価値の有無にかかわらず、空き家を手放したい意向がある場合には、川島町空き家等利活用ワンストップ相談事業をご利用ください。</p> <p>また、有償での売却等が困難な物件に対応できるよう、0円空き家バンク（仮称）等の制度の導入を今後検討していきます。</p>
8	無償譲渡の場合、譲与税はどうなるか。	<p>無償譲渡であっても、固定資産の評価額により、贈与税がかかる場合があります。</p>

9	課題と対策がまとまっていてわかりやすかった。今後も町のために共同研究を実施していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
10	移住希望者のターゲット設定にあたり、川島町でどのような職に就いてもらうべきかについて、町内産業のことも知りたいと思った。	貴重なご意見として承ります。
11	昼間人口の割合が高いことに注目し、町内で働く人をターゲットとして空き家への移住施策を進めるとのことなので、今後は具体的な進め方（PR方法）を検討してもらいたい。	貴重なご意見として承ります。